

## 弘前大学附属図書館ラーニング・コモンズ利用要項

(趣旨)

第1条 弘前大学附属図書館本館におけるラーニング・コモンズの利用について定める。

(ラーニング・コモンズの範囲)

第2条 ラーニング・コモンズとは、本館内のアクティブ・ラーニング・エリア、グループ・ラーニング・ルーム、オープンラウンジ及びオープンテラスを指す。

(利用対象者)

第3条 ラーニング・コモンズを利用できる者は、弘前大学附属図書館利用細則（以下「利用細則」という。）第2条第1号から第5号に定める、本学学生、教職員及びそれに準ずる者、本学名誉教授とする。

2 ただし、前項の利用者の利用を妨げない範囲で、利用細則第2条第6号に定める一般利用者も、アクティブ・ラーニング・エリア、オープンラウンジ及びオープンテラスを利用できるものとする。

3 その他、館長が必要と認めた者。

(利用の目的)

第4条 ラーニング・コモンズは、本学学生の学修活動を支援する施設として、次の通り利用できるものとする。

- (1) 個人またはグループによる学修
- (2) 図書館資料及び情報検索を目的とした授業活動
- (3) 学生を対象とした講習会、セミナー、ワークショップ等
- (4) その他、館長が認めた活動

(利用時間)

第5条 ラーニング・コモンズの利用時間は、利用細則第5条に定める開館時間と同一とする。

2 グループ・ラーニング・ルームの予約は最大3時間までとする。ただし、利用目的によっては延長を許可することもある。

(利用手続き)

第6条 アクティブ・ラーニング・エリア、オープンラウンジ及びオープンテラスは、事前の申し込みなしに自由に利用できるものとする。

2 グループ・ラーニング・ルームは、事前に Web の施設予約で申し込むか、またはカウ

ンターで予約するものとする。なお、貸出用 PC，電子ホワイトボード，プロジェクター等が必要な場合は，予約時に機器類も一緒に申し込むこと。

(飲食)

第7条 オープンラウンジ及びオープンテラスに限り，蓋付き飲料のみ許可する。

2 食事は認めない。

(禁止事項)

第8条 利用者は，図書館職員の指示に従うものとし，次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 携帯電話による通話
- (2) 周囲の利用者の妨げとなる迷惑行為

(弁償及び利用制限)

第9条 施設，備品及び機器類を汚破損した場合は，現物及び同等品を以て弁償すること。

2 違反行為が確認された場合は，直ちに違反行為者を退館させ，当分の間図書館の利用を停止することができる。

附 則

この要項は，平成26年10月1日から施行する。